

体罰のない学校づくり

STOP 体罰

—改訂版—



平成26年4月

石川県教育委員会

目 次

1	体罰のない学校づくりに向けて	P 1
2	体罰とは	P 1
3	体罰等に関する教職員懲戒処分の基準	P 1
4	体罰が起きる背景	P 2
5	体罰防止チェックリスト	P 3
6	体罰と教員の責任	P 4
7	体罰根絶にむけた学校の課題	P 5
8	アンガーマネジメント	P 6

1 体罰のない学校づくりに向けて

本県の多くの教職員は児童生徒に対し、教育者としての使命感と責任感、教育への情熱をもって、日々、教育実践を重ねています。

しかしながら、平成24年末に大阪市で起きた部活動中の体罰を背景とする高校生の自殺事案に端を発し、体罰防止の取組強化が喫緊の課題となっています。

本県においても、平成25年12月25日付けで「体罰根絶に向けた取組について」を通知するとともに、「体罰によらない指導力アップ事業」を推進しているところですが、その後も体罰事案が発生するなど、残念な状況にあります。

体罰は学校教育法でも禁止されている、決して許されない行為です。児童生徒への指導や問題行動等の壁にぶつかった際に、児童生徒理解に基づく指導を徹底し、体罰に頼ることのない学校づくりに向けて、校内体制の強化を図りましょう。

2 体罰とは

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかについて、文部科学省による「体罰」の判断基準は次のように示されています。

- 身体に対する侵害を内容とする懲戒
(殴る、蹴る等)
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒
(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)



※当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的・客観的に考え、個別に判断されます。

3 体罰等に関する教職員懲戒処分の基準 (石川県教育委員会 教職員課 HP 参照)

(1) 死亡等

体罰により児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症を残す負傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 傷害

- ア 体罰により児童生徒に重傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。
- イ 体罰により児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ウ 傷害はないが体罰を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

(3) その他

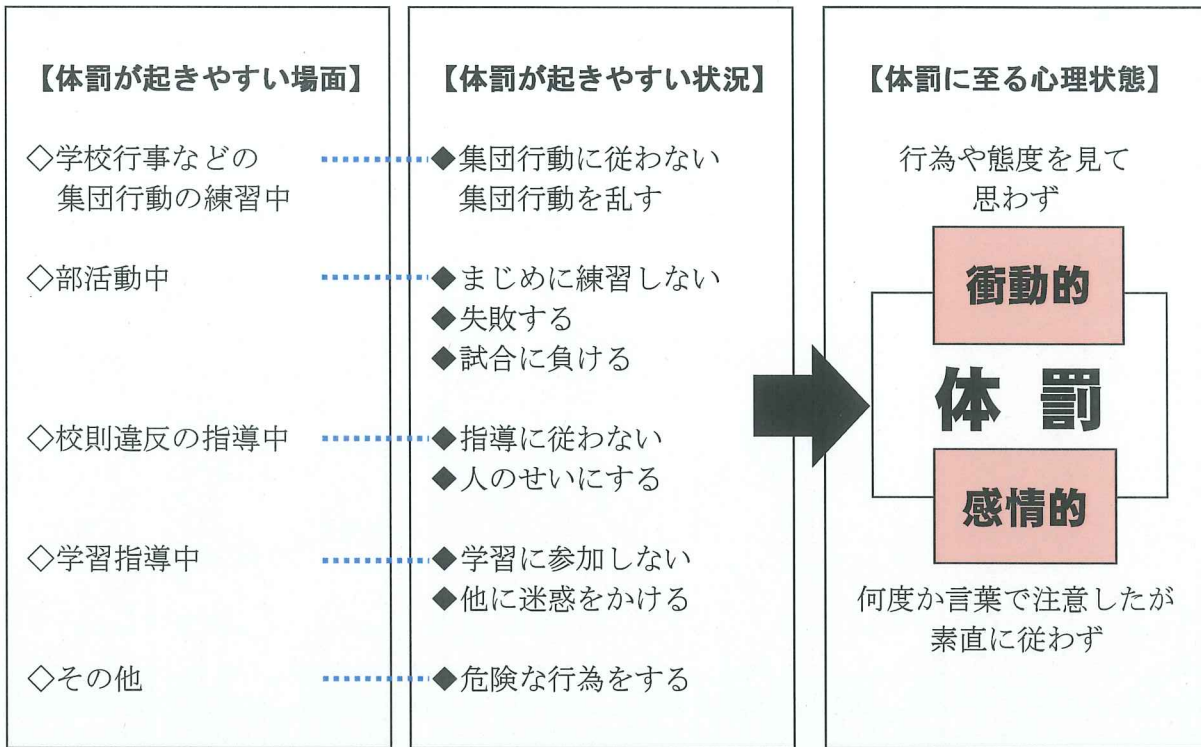
児童生徒に対し暴言等不適切な指導を行い精神的苦痛を与えた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

※処分を行うに際しては、体罰等の態様、体罰等に至る経緯、児童生徒の心身の発達段階、負傷の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

4 体罰が起きる背景

(1) 体罰が起きやすい場面と状況

体罰は次の図のような場面や状況のもとで起きやすく、体罰に至るまでの心理状態としては、子どもたちの問題行動を見て衝動的・感情的に手を出すことが多いようです。



(2) 体罰を容認する環境

体罰が起こる背景には、体罰を容認する雰囲気があるようです。問題行動を起こした子どもの指導を一部の教員に任せ、「力の論理」による指導を管理職も他の教職員も期待、若しくは黙認している場合が少なくありません。



5 体罰防止チェックリスト

(1) 教師として思い上がりはありませんか。

- 自分は一生懸命やっているのにといい思いが強くなっていませんか。
- 児童生徒のためにやってあげているという意識が強くありませんか。

(2) ひとりよがりの言動はありませんか。

- 自分の思い通りに児童生徒を動かそうとすることはありませんか。
- 「こんなことができなくてどうする」という意識はありませんか。
- 「自分のこの方法が一番だ」という思い込みはありませんか。

(3) 教師として言行不一致はありませんか。

- 児童生徒に「らしくしなさい」と言いながら、自分は教師らしくしていますか。
- 一人一人を大切に言いながら、本当に一人一人を見ていますか。
- 思いやりが大切だと言いながら、本当に思いやりをもって接していますか。
- 児童生徒のためと言いながら、自分の評価のための指導になっていませんか。

(4) 指導に冷静さを欠くことはありませんか。

- その場の感情で指導にあたることはありませんか。
- 問題の原因や因果関係等を適切にとらえて指導にあたっていますか。
- 先入観で児童生徒の指導にあたっていないか。

(5) 力による指導に頼っていませんか。

- 威圧や腕力で指導しようとしていませんか。
- 自分の指導力不足を力でカバーしようとしていませんか。

(6) 体罰問題を正面からとらえていますか。

- 自分に体罰は関係ないと思っていませんか。
- 体罰が児童生徒に与える影響をきちんと理解していますか。
- 他人の体罰行為を見過ごしていませんか。

6 体罰と教員の責任

教員が児童生徒に対し体罰を加えたり、体罰でなくても懲戒として通常許される合理的限度を超えて懲戒を行ったりした場合には、その懲戒は違法なものとなり、様々な責任を負うこととなります。

行政責任	刑事責任
<p>公務員法上の責任として、当該教員は、職務上の義務に違反したものととして、懲戒処分等を受けることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地方公務員法第 33 条 信用失墜行為の禁止 ◆地方公務員法第 29 条 懲戒処分(免職、停職、減給、戒告) ◆学校教育法第 28 条 校長の監督責任 ◆教育職員免許法第 11 条 教員免許状の取り上げ 	<p>懲戒が、合理的限度を超えて行われ、犯罪の構成要件に該当した場合、殴る、蹴る等の行為は暴行罪、さらに児童生徒に怪我を負わせた場合は傷害罪が成立する。また、不当に長時間、教室に居残した場合は監禁罪も成立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆傷害罪(刑法第 204 条) 身体を傷つける ◆暴行罪(刑法第 208 条) 殴る、蹴る ◆監禁罪(刑法第 220 条) 不当に長時間居残す
民事責任	道義上の責任
<p>教員が懲戒行為によって児童生徒の身体に障害を与えた場合、損害賠償責任が生じ、国公立学校の教員の場合は、国家賠償法が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆不法行為による賠償責任 (民法第 709 条、710 条) ◆国家賠償法に基づく求償 (国家賠償法第 1 条) 	<p>どのような理由があろうと、公教育に携わる教員として絶対に許されない行為である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育法第 11 条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。



7 体罰根絶に向けた学校の課題

感情をコントロールする力
冷静な判断力

科学的・技術的根拠に
基づく専門知識

伝える力
コミュニケーション能力

魅力ある
授業力
指導力



児童・生徒との
信頼関係

規範意識の
低下による戸惑い

同僚の体罰行為を指摘
できない雰囲気

保護者も厳しい指導を
望んでいるという
誤った認識

場合によっては体罰も
やむを得ないという
容認体質

8 アンガーマネジメント

「怒り」は、「嬉しい」や「悲しい」と同次元の感情表現です。誰もが感じる感情で、怒らないでいることはできません。

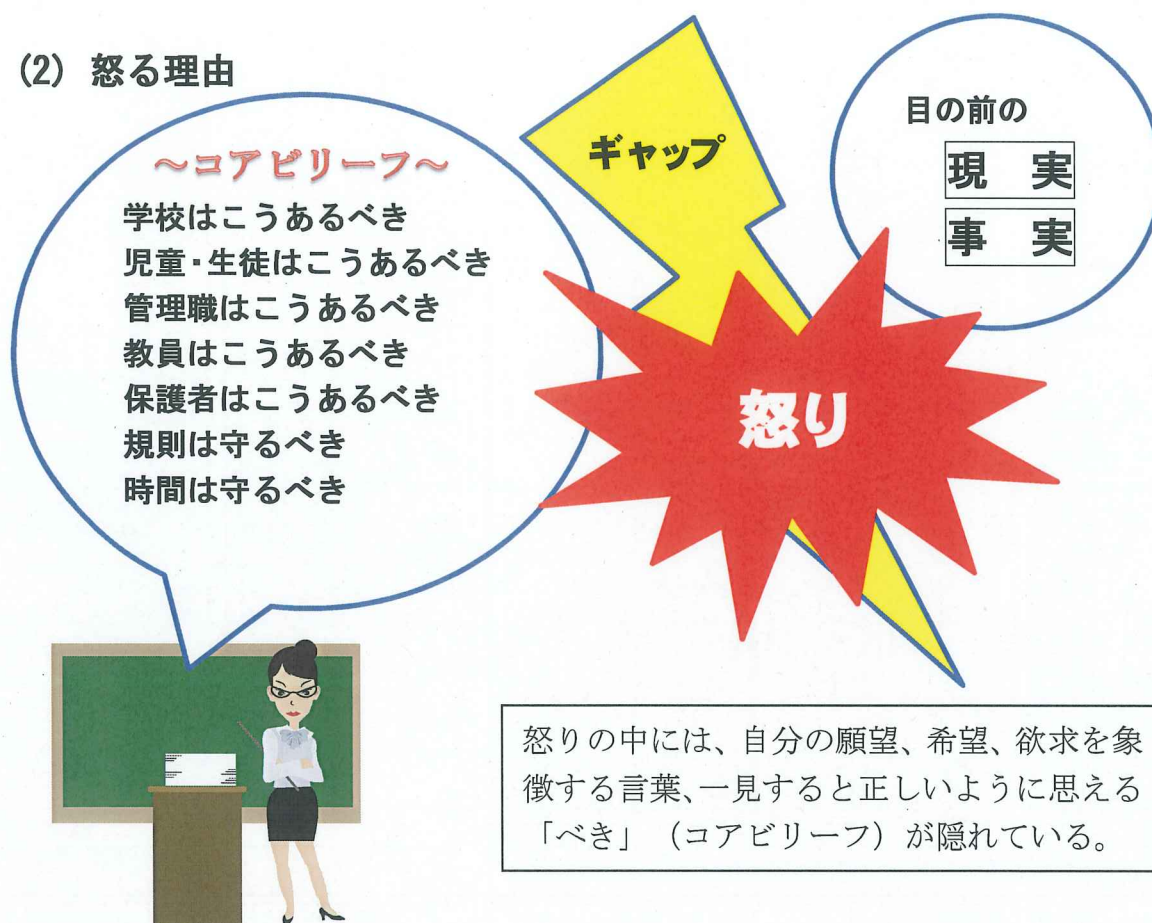
しかし、体罰に至る心理状態として、感じた「怒り」に対して衝動的に対処するケースが多くあります。この「怒り」の感情にどのように対処するのか、また、「怒り」をエスカレートさせる前に上手に表現する方法を学ぶことが大切です。

(1) アンガーマネジメントの定義

怒り（アンガー） を **適切に配分（マネジメント）** できるようにすること

コーピングスキル（ストレスを適切に処理する技術・能力）の獲得や修正を目的とし、怒らなければならないことは上手に怒り、怒る必要のないものは怒らなくて済むようにすること。（アンガーマネジメント≠「怒らない」）

(2) 怒る理由



(3) 怒るときの鉄則

- ①問題が明確
- ②ルールが明確
- ③目的が明確
- ④「絶対」「いつも」「必ず」を使わない

(4) 怒るときのルール

- ①自分を傷つけない
- ②他人を傷つけない
- ③物を壊さない

(5) アンガーマネジメント・プログラム

感情を理解する

- ◆ 自分にわいた感情は、
○ 何(誰)に対する感情か
○ どのような感情か
○ どの程度の感情か
- ◆ 相手の感情は、
○ どの程度か

怒りを理解する

- ◆ 怒りはどんな状況で感じやすいか
- ◆ 怒るとどうなるか

怒りに対処する

- ◆ どうやって自分の怒りをコントロールするか
- ◆ どうすれば自分も相手も傷つけないように表出できるか

アンガーマネジメント = 対処術 + 体質改善

短期的

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ● ストップシンキング C | ● スケールテクニック L |
| ● カウントバック B | ● 呼吸リラクゼーション A |
| ● グラウンディング G | ● コーピングマントラ D |
| ● タイムアウト E | ● ポジティブモーメント F |

行動

意識

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ● プレイロール (モデリング) H | ● アンガークロ (腹立ち日記) |
| ● 身体リラクゼーション | ● ストレスログ K |
| | ● 不安ログ I |
| | ● べきログ J |
| | ● 3コラムテクニック M |

長期的

A 【呼吸リラクゼーション】

深く、大きく、ゆっくりと、鼻から息を吸って、一端止め、口からゆっくり息を吐く。これを2～3回行う。

B 【カウントバック】

「100、97、94、91…」と、100から3ずつ引いていく逆算を頭の中で行い、反射的な言動をしないようにする。

C 【ストップシンキング】

頭を空っぽにして怒りを止める思考停止のテクニック。脳科学では、怒りを感じてから言葉に整理するまで必要な時間は2秒。怒りのピークは、長くて6秒。

D 【コーピングマントラ】

「大丈夫、何とかなる」「明日には忘れてる」等、自分を落ち着かせたり、怒り感情を緩和させたりする魔法の呪文を考えておく。自分に言い聞かせる。

E 【タイムアウト】

怒りをエスカレートする前に、一時的にその場から立ち去り、しばらく頭を冷やす。（戻る時間を決めておく。）

F 【ポジティブモーメント】

別名ヒーローインタビュー。自分の成功体験（最高の瞬間）をイメージし、怒りの感情をリセットする。

G 【グラウンディング】

ペンや椅子など目の前にある物に意識を集中して、色や形、材質などを観察することで、怒りを大きくする過去や未来を考えないようにする。

H 【プレイロール】

理想のモデルやキャラクターになりきって演じてみることで、理想の性格を獲得する。

I 【不安ログ】

自分が不安を感じた場面や状況を「重大である」「重大でない」「コントロール可」「コントロール不可」の4つの箱に整理して客観的に見つけ、記録する。

J 【べきログ】

思ったこと、使ったことのある「べき」をできるだけ多く書き出すことで、自分のコア・ビリーフ（願望、欲求、価値観）を知ることができる。

K 【ストレスログ】

自分がストレスを感じた場面や状況を「重大かどうか」「コントロール可能か」の2つの視点（4つの箱）で客観的に見つけ、記録する。

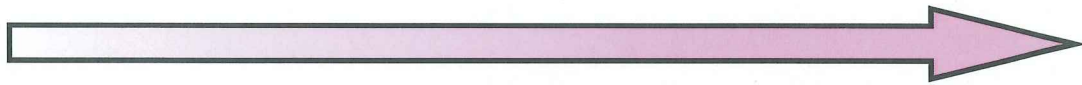
- 学校はこうあるべき
- 上司はこうあるべき
- 生徒はこうあるべき
- ルールは守るべき
- 5分前行動をすべき

L 【スケールテクニック】

生活の中で、カチンときた時、イラッした時、腹が立った時、激怒した時…その怒りの度合いを温度計で表してみる。



0	1～3	4～6	7～9	10
穏やかな状態	軽い怒り	中程度の怒り	強い怒り	人生最大の怒り



M 【3コラムテクニック】

自分の怒りの原因となる「べき」(コアビリーフ)の歪みを見つけ、第3者的視点で書き換えを行う。

【手順】



① はじめに思ったことを書く



※出来事から生じた、イライラしたときの感情を書く

② 「べき」(コアビリーフ)の歪みを書く



※①から考えられる「べき」(コアビリーフ)の歪みを書く

③ 「べき」(コアビリーフ)を書き換える

※どのように書き換えれば、自分や周囲の人にとって長期的に幸せで健康的になれるかを書く

参 考

- 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について (通知) 文部科学省 (H19. 2. 5)
- 体罰根絶に向けた取組の徹底について (通知) 文部科学省 (H25. 8. 9)
- 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知) 文部科学省 (H25. 3. 13)
- 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (別紙) 文部科学省
- ファシリテーター養成研修【資料】 日本アンガーマネジメント協会

新 聞 2013年(平成25年)12月24日 (火曜日)

期別	事 件
2011~13年度に県内で確認された主な体罰	
金沢教育事務所管内の中学校	野球部顧問の40代男性教諭がバットで部員らの尻をたたく
能登地区の県立高校	サッカー部顧問男性教諭が生徒1人を平手打ち、別の1人の肩を激る
金沢地区の県立高校	バスケットボール部顧問の男性教諭が生徒3人に平手打ちし、うち1人が鼻血
金沢教育事務所管内の中学校	40代男性教諭が1年生男子を平手打ちし教頭を損傷させる
奥能登教育事務所管内の小学校	40代男性教諭が児童4人を平手打ち
金沢教育事務所管内の中学校	40代男性教諭が授業中にふざけていた男子4人の頭を床に押し付ける
中能登教育事務所管内の中学校	40代男性教諭が、授業中に生徒に向かって教材のCDケースや問題集を投げる

体罰防止へ怒り制御

石川県教委は本年度、体罰の防止を旨とし、感情をコントロールする技術を教員に習得させることを決めた。ついカッとなつて起る暴行行為をなくするため、怒りを制御する心理トレーニングを取り入れる。「腹が立つたら6秒我慢」「フライデー合意を徹底」。科学的根拠に基づいた方法を現場の教員に実践させるため、本格実施を前に来年1月、専門知識を身につけた職員を養成に乗り出す。

先生、6秒こらえて

県教委が
指導役養成

イライラを記録、客観視

日本アンガーマネジメント協会が、県教委に指導役養成を依頼する。中村副委員長(金沢)は「怒りを制御する技術は、決して身につけなければならない。暴行や暴言を繰り返すのは、怒りの発露行動。最初衝動を抑えることが重要だ」と語る。具体的には「Vサイン」の6秒間我慢する。怒りに対して「Vサイン」を感じた出来事を書き出す。1分間の怒りが沈静化する時間の目安として、「1」「2」「3」「4」「5」「6」を数えながら、英語で100から海に数えながら、複雑な感情に効果的だと期待する。

怒りを消化する方法は、自分のイライラを数分10分中何分かを数える。犯罪に及びかねないほどの怒りを10分こらえて、「日課」感の10分、10分を数え、我慢できるレベルに下げると(中村氏)。

腹が立つた出来事を書き出す。「アンガーマネジメント」は「怒りを『見せる』ようにする」と客観的に物事を判断する効果が期待される。

県教委が「イライラを記録、客観視」を指導役養成の一環として実施する。参加者からは「イライラを記録して、客観視することで、怒りを制御する効果が期待される」と期待する。

「怒りを制御する技術は、決して身につけなければならない。暴行や暴言を繰り返すのは、怒りの発露行動。最初衝動を抑えることが重要だ」と語る。具体的には「Vサイン」の6秒間我慢する。怒りに対して「Vサイン」を感じた出来事を書き出す。1分間の怒りが沈静化する時間の目安として、「1」「2」「3」「4」「5」「6」を数えながら、英語で100から海に数えながら、複雑な感情に効果的だと期待する。

怒りを消化する方法は、自分のイライラを数分10分中何分かを数える。犯罪に及びかねないほどの怒りを10分こらえて、「日課」感の10分、10分を数え、我慢できるレベルに下げると(中村氏)。

腹が立つた出来事を書き出す。「アンガーマネジメント」は「怒りを『見せる』ようにする」と客観的に物事を判断する効果が期待される。

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）

（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例
 - ・放課後等に教室に残留させる。
 - ・授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
 - ・学校当番を多く割り当てる。
 - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
 - ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・全校集会中に大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。